

第3弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金

原油価格や物価の高騰による影響を受ける市内事業者に対し、支援金を給付し事業継続を支援します。

1 給付対象者

令和6年4月以前から継続して事業を行っており、今後も事業を継続していく意思がある次に掲げる者としてします。

また、法人にあっては直近の事業年分の確定申告を、個人にあっては令和6年分の確定申告を行っており、水道光熱費及び燃料費を事業経費として計上している者としてします。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、介護保険法(平成9年法律第123号)若しくは老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する施設及び事業所を運営する事業者は対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 竹原市内に本店若しくは本社等があり事業所・工場・店舗・施設などを運営する法人(資本金の額若しくは出資の総額が3億円未満又は常時使用する従業員の数が300人以下である法人に限る。)又は個人事業主。ただし、令和6年度の補正予算を活用して広島県が実施する医療機関に対する電力等価格高騰対策に関する支援金の給付の決定を受けた者並びに次のエ及びオに該当する者を除く。
 - ア 認定農業者(今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。)
 - イ 認定新規就農者(今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。)
 - ウ 集落営農組織
 - エ 農業に係る所得が総所得の過半を占める個人
 - オ 農業に係る売上高が総売上高の過半を占める法人
- (2) 次期作付け等を検討している農業者であって、次に掲げる者。
 - ア 認定農業者(今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。)
 - イ 認定新規就農者(今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。)
 - ウ 集落営農組織
 - エ 農業に係る所得が総所得の過半を占める個人
 - オ 農業に係る売上高が総売上高の過半を占める法人
- (3) 芸南漁業協同組合又はその組合員である漁業者。

2 対象経費

市内にある事業所又は店舗において、法人にあっては直近の事業年分、個人事業主にあっては令和6年1月から12月までの1年間の確定申告書等に記載している水道光熱費及び燃料費

3 給付額

対象経費の合計額に20分の1を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)であって、1,000円以上5万円以下の範囲内で給付します。

4 申請方法

原則、郵送にて申請してください。(申請書等は、竹原市HPからダウンロードできます。)

5 申請期間

令和7年3月28日から令和7年5月30日まで

6 申請先

竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金事務局
(〒725-8666 竹原市中央五丁目6-28 竹原市役所1階 相談室4)

お問い合わせ

竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金事務局

TEL : 0846-21-8008【受付時間 9時～17時】